

ひたちなか市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ひたちなか市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行と透明性の確保のため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 議長交際費とは、ひたちなか市議会議長（以下「議長」という。）が、ひたちなか市議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際上必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(支出の範囲及び支出額)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、金額が社会通念上妥当であると認められる範囲において行い、その区分、種別、支出対象及び支出額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(支出の制限)

第4条 次に掲げる事項は、議長交際費で支出することができないものとする。ただし、議会運営及び市政運営上、特に議長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 通知文、案内文、礼状等の書類がない行事
- (2) 市又は教育委員会が主催する行事
- (3) 市が補助金を交付している行事
- (4) 特定の政治団体又は宗教団体が主催する行事
- (5) 選挙に係る陣中見舞、当選祝い等

(現金の適正管理)

第5条 議会事務局次長（以下「次長」という。）は、議長交際費の支出のため、あらかじめ一定額を前渡資金として適正に管理しなければならない。

(証書の保管等)

第6条 次長は、議長交際費を支出したときは、支出内容を記録し、支出を明らかにする証書を添付して保管しなければならない。

(議長への報告)

第7条 次長は、当月の議長交際費の執行状況について、翌月の初めに議長に報告をするものとする。

(公表の原則)

第8条 議長交際費は、その支出実績を公表するものとする。

2 議長交際費の支出実績の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)支出日

(2)支出区分

(3)支出金額

(4)支出内容

3 議長交際費の支出実績の公表にあたっては、個人情報保護に十分配慮するものとする。

(公表の時期及び方法)

第9条 議長交際費の支出実績の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月末日までにひたちなか市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

(支出基準の見直し)

第10条 議長は、この基準の適正な執行に努めるとともに、議長交際費の支出の内容や金額が市民感覚とかけ離れることなく、社会経済状況の変化等を十分考慮して、適宜見直しをするものとする。

付 則 (平成19年議会訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年議会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成24年1月分の議長交際費から適用する。

別表第1（第3条関係）

区 分	種 別	支 出 対 象	支 出 額
慶 祝	総会祝金	自治・コミュニティ組織，公共的団体及び各種民間団体（以下「各種団体」という。）が主催し，会食を伴う会議・研修会等	10,000 円以内
	行事祝金	自治・コミュニティ組織が主催する夏祭り，文化祭，芸能発表会及びこれに類する行事	5,000 円以内
	イベント祝金	公共的団体及び各種民間団体が主催するイベント	10,000 円以内
会 費	祝賀会費 新年会費 懇親会費	各種団体が主催する記念事業，祝賀会，新年会及び懇親会（会費が明示されていない場合は，社会通念上妥当と認められる範囲内の額）	会費相当額
弔 慰	香 料	議会関係者への香料・献花代	別表第2に定める額
協 賛	協 賛 金 壮 途 金	各種団体が行う公益性のある活動に対する協賛に要する経費，全国及び関東圏域の芸術文化・スポーツ大会に市を代表して参加する場合の壮途金	10,000 円以内
接 遇	土産代等	議会運営及び市政運営上，特に議長が有益かつ必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
その他		議会運営及び市政運営上，特に議長が有益かつ必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額

別表第2（第3条関係）

対 象 者	金 額
市 議 会 議 員	香料 30,000 円，献花 20,000 円
市議会議員の配偶者・父母	香料 10,000 円
前・元市議会議員	香料 10,000 円
市長，副市長，教育長，水道事業管理者	香料 10,000 円
上記以外は，原則として支出しない。ただし，議長が必要と認めるときは，社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。	